

遺言が守られない場合は…

江戸時代、村方で作成された遺言は村役人（庄屋、長百姓）や五人組が預かり、証人となるのが通例でした（町方では町役人）。

以下で紹介するのは、遺言の履行をめぐる親族間（遺言者の妻と兄）で争いが起き、村役人からさらに上位の大庄屋の判断を仰ぐまでにいたった事例です。

（前略）

当四月病死以前文次郎、妻かのならびに実母いそ立ち合い遺言仕り候は、我等死後倅寅松へ右の銀子相譲り給り候様申し聞き、程なく病死仕り候に付き、

遺言の通り、かの惣兵衛方へ受取りに罷り越し候処、

惣兵衛申し候は、銀高の内三割壹分寅松へ分け付けの由

申し立て銀子相渡し申さざる候ゆえ、

村役人へ相達し候えども、彼是場合相分り申さず、

今度大庄屋中までかの方より御訴訟申し上げ候につき、

今日双方召し呼ばれ御調べ御座候処、

申し挑み合い寄り兼ね候えども、**元来文次郎の物は**

惣兵衛目掛の筈は之なく、倅寅松の物に候えども

病中葬式入用も之ある由にて百五匁相残し、

其余式百四拾匁の義は当五月廿日切惣兵衛方より

甥寅松方へ相渡し申すべき旨仰せ談ぜられ候処、

双方承知畏れ奉り候、

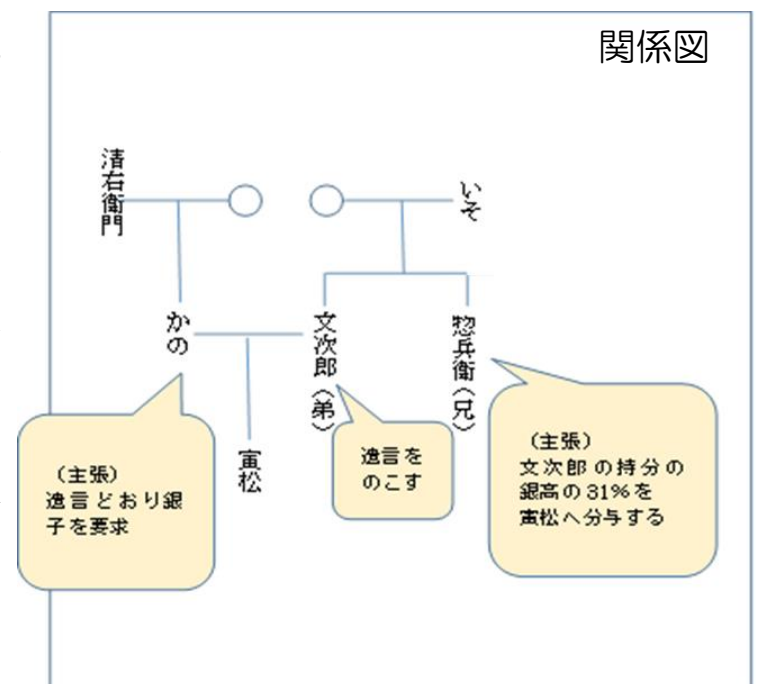
（後略）

1823年（文政6） 「指上申一札之事（遺言不履行二付）」部分 松嶋一男家文書 A0026-00285

大庄屋が、対立する双方を呼寄せ、言い分を聴いたのちに「もともと父親のものは息子が受け継ぐのが当然だが、父親の看病代や葬式代で伯父が負担した分もあるので遺産の一部は伯父が受け取るべきである」という裁定がくだされました。

江戸時代の庶民の遺言は、村や町などの共同体の自治の枠内で効力を発揮したことがうかがえる事例といえます。

関係図



※この資料の複製本は机上にあります。